

## 誘拐事件等に関する報道の取扱要領の制定について（例規）

（最終改正：平成18年2月27日 捜一・総第7号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

報道機関が取材又は報道をすることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがある事件が発生した場合に、報道機関に対する申し入れ等を行うための必要な事項を定めたものです。